

福岡地方裁判所第5民事部

裁判長裁判官 山口 浩 司 殿

裁判官 小川 嘉基 殿

裁判官 藤村 享司 殿

原発労働による疾病を労災と認める公正な判決を！

梅田隆亮さんは、1979年に島根原発と敦賀原発で働き、高線量の放射線に被ばくしました。放射線の危険性も知らされず、マスクもつけないままでした。アラームメーター等の「預け」や作業記録の「書き換え」、「隠蔽」が行われ、高線量被ばく的事实は隠されました。その結果、梅田さんは、鼻血や吐気、めまい、耳鳴り、全身倦怠感等の急性被ばく症状に苦しみ、同年7月のホールボディカウンター検査では人体に存在するはずのない放射性核種が検出されました。その後も被ばく症状が続き、ついには2000年3月に急性心筋梗塞を発症し、生死の境を彷徨いました。被ばく症状のために働けなくなり、梅田さんの人生は大きく狂わされました。

福島第一ほかの原発でも、不十分な安全教育、ずさんな被ばく線量管理、被ばく隠しは後を絶ちません。そもそも、原発で働く労働者は、13か月に1度の定期点検だけでも、原発1基につき3000～5000人が必要とされます。その被ばく線量限度は年間50mSv、5年で100mSvとされ、一般公衆の年間1mSvと比べ極めて高線量の被ばくが予定されています。にもかかわらず、原発労働者の放射線被ばくによる労災認定は、2008年まででわずか10件にとどまっており、原発労働者はほとんど救済されていません。梅田さんは被ばく症状に苦しむ多くの原発労働者の代表です。被ばく労働者の司法的救済に踏み出す公正な判決を求めます。

氏名	住所

署名集約先：原発労働裁判 梅田さんを支える会（代表・福岡大学名誉教授 石村善治）

〒812-0054 福岡市東区馬出2-1-22-2F 弁護士法人奔流 気付（電話092-642-8525）